

## 令和 5 年 第 6 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 5 日（月） 午前 9 時 03 分～ 9 時 42 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（33 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	7 番 川崎勝巳 委員
8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員	10 番 川崎哲朗 委員
11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員	13 番 橋本重吉 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	20 番 有田勝也 委員
21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員（4 人）

6 番 大串 勝 委員      19 番 森 邦之 委員      24 番 溝上博信 委員  
35 番 一ノ瀬美佐子委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 令和 5 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和 5 年第 7 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 5 年 7 月 5 日（水）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長                      久原正好  
課長補佐兼農地農政係長   石田善人

農地農政係長  
農地農政係

岩永 崇  
香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 5 年 6 月第 6 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、6 番 大串勝委員、19 番 森邦之委員、24 番 溝上博信委員、35 番 一ノ瀬美佐子委員から欠席の届け出があっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 33 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、34 番 外尾美津子委員、36 番 津田裕之委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 94 号 =

議長 それでは、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 94 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 1 ページ、議案番号第 94 号です。

権利の種類は使用貸借権設定でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をするものです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 94 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 94 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第 95 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 95 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ、議案番号第 95 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、宅地進入路及び家庭菜園を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 95 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 95 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 96 号 =

議長 続きまして、議案番号第 96 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 96 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、事業拡大により不足しているラップロール置場を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を既に無断で転用されたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。

議案番号第 96 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 96 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 97 号 =

議長 続きまして、議案番号第 97 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、議案番号第 97 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、1 戸建てアパート、車庫の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。  
議案番号第 97 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 97 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 98 号 =

議長 続きまして、議案番号第 98 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 98 号です。  
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分については、農用地区域内農地。  
農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。  
許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。  
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。  
議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、農業用倉庫として利用されております。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。

議案番号第 98 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 98 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 99 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 99 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案 4 ページ、議案番号第 99 号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いしますが、欠席のため、事務局でお願いします。

事務局 ○○委員が欠席のため、事務局のほうで説明を申し上げたいと思います。

5 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、借受人が一般住宅の建築計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接する土地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から、住宅用地の一部として無断で転用されていたことについては十分指導をいたしております。

ご審議をよろしく願いいたします。



議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。  
議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 99 号は原案のとおり申請  
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 100 号 =

議長 続きまして、議案番号第 100 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 100 号。  
権利の種類は、使用貸借権設定です。  
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分は、第 1 種農地。  
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でござ  
います。  
許可基準の該当事項としまして、①について、既存の施設の拡張でございます。  
②については、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の  
日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。  
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、  
申請は妥当と判断し受理しております。  
議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明は私が行います。  
地元農業委員として 5 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、農家住宅を借受人が建て替えるための申請と宅地進入路及び漁業用  
資材置場として利用されるための申請となっています。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者からも同意を得られ  
ていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 100 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 100 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 101 号 ＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 101 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第101号の「農用地利用集積計画（6号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから6ページに相対での設定が51件、7ページから14ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が96件、合わせて147件の計画が提出されており、賃借権設定が135件、使用貸借権設定が12件となっております。

区分の内訳として新規が72件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが24件ありました。再設定は75件でした。

今回の利用権の総面積は690,568.47㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが49件、会社法人によるものが2件、農地中間管理機構によるものが96件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、149件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
まず、所有権移転について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 101 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。  
これについては、議事参与の制限がございます。  
〇番、〇〇委員、〇番、〇〇委員、〇番、〇〇委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 101 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 102 号 ～ 議案番号第 108 号＝

議長 続きまして 5. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 102 号から議案番号第 107 号及び農地の借受希望、議案番号第 108 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 5 ページでございます。

まず、農地の売渡し希望を説明いたします。

議案番号第 102 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 1B の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 103 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、二の籠の〇〇氏です。  
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 104 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 105 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。  
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 6 ページ、議案番号第 106 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。  
申請理由は、農業をしないための農地処分でございます。  
議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 107 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、福岡県の〇〇氏です。  
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

続きまして、農地の借受希望です。

議案番号第 108 号。  
あっせん申出者は、北区の〇〇氏です。  
申請理由は、経営規模拡大のためで、希望は、自宅付近の北区、中区、福吉周辺の農地で、作付作目は、米・麦・玉葱です。

以上、議案第 102 号から議案第 108 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせ

ん委員を2名指名すると定めてありますので、議案番号第102号から議案第108号まで、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、主となる予定のあつせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあつせん委員の番号と氏名をお願ひすることになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 議案番号第102号から議案番号第108号まで、事務局の説明が終わりました。あつせん委員2名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第102号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第103号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第104号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第105号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第106号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第107号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第108号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 それでは、確認をいたします。  
議案番号第102号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員。  
議案番号第103号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員。  
議案番号第104号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員。  
議案番号第105号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員。  
議案番号第106号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員。  
議案番号第107号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員。  
議案番号第108号 ○番 ○○委員と、○番 ○○委員でお願ひします。  
事務局の担当の職員をお願ひします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で、説明をいたします。

議案番号第 102 号は〇〇、議案番号第 103 号は〇〇、議案番号第 104 号は〇〇、議案番号第 105 号は〇〇、議案番号第 106 号は〇〇、議案番号第 107 号は〇〇、議案番号第 108 号は〇〇。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和 5 年 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 …令和 5 年 7 月 5 日 (水) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他 …

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 42 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員